

佐久地域経済牽引事業促進協議会規約（案）

（目的）

第1条 この協議会は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。最終改正平成29年法律第47号）第7条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第6項の規定による同意を得た基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関し必要な事項について協議を行うことにより、当該地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のために当該地域の地方公共団体等が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 前条の協議会は、佐久地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（設置）

第3条 協議会は、次に掲げる者を委員として設置する。

- (1) 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町及び立科町
- (2) 長野県
- (3) 小諸商工会議所、佐久商工会議所及び長野県商工会連合会佐久支部
- (4) 国立大学法人信州大学及び学校法人佐久学園佐久大学
- (5) 公益財団法人長野県テクノ財団浅間テクノポリス地域センター

2 前項第1号に掲げる市町村及び長野県は、協議会の組織後に、必要があると認めるときは、法第7条第2項各号に該当する者を協議会の委員として加えることができる。

3 法第7条第2項各号に該当する者であって、協議会の構成員として加えるとされていないものが、法第7条第3項に規定する主務省令で定める期間内に、第1項第1号に掲げる市町村及び長野県に対して自己を協議会の構成員として加えるよう申し出た場合に、必要があると認めるときは、委員とすることができる。

4 委員は非常勤とする。

（事務）

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条第1項第1号に掲げる市町村の存する地域における経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (4) 関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関するものを行うこと。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、佐久市経済部商工振興課に置く。

(役員及び職務)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、委員の中から互選により選任する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 6 役員の内任期は、5年とし、再任を妨げないものとする。
 - 7 役員は非常勤とする。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、第4条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

- 2 会長は、オブザーバーを会議に招集し、発言を求めることができる。

(会議の招集)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は委員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会の設置)

第10条 協議会は、その事務の一部について、必要な協議又は調整を行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会に要する経費は、委員が協議して負担する。

(協議会の解散)

第12条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他の必要事項)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年1月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年11月1日から施行する。